

# 鏡石町民プール 指定管理者募集要項

福島県岩瀬郡鏡石町

## 鏡石町民プール指定管理者募集要項

平成15年6月に地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）の一部改正があり、公の施設の管理に指定管理者制度が導入されたことに伴い、鏡石町では、鏡石町民プールの管理運営業務を効率的、効果的に実施するため、平成19年4月から指定管理者制度を導入し、施設の管理運営を行ってきました。

この度、現在の指定管理者による指定期間が平成26年3月で終了することから、「鏡石町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」（平成18年3月29日条例4号）及び「鏡石町体育施設条例」（昭和57年9月16日条例13号。以下「体育施設条例」という。）に基づき、本募集要項のとおり指定管理者を募集します。

### 1 対象施設

鏡石町民プール（愛称 すいすい）

### 2 申請受付期間等

#### (1) 申請期間

平成25年10月23日（水）から平成25年11月13日（水）までとします。

ただし、土曜日、日曜日及び休日を除きます。

#### (2) 申請時間

午前8時45分から午後5時15分までとします。ただし、正午から午後1時までを除きます。

#### (3) 申請に必要な書類等

①鏡石町公の施設の指定管理者指定申請書（様式第1号）

②申請の資格を有していることを証する書類（提出書類1）

③管理を希望する公の施設の事業計画書（提出書類2）

④管理に係る収支計画書（提出書類3）

⑤当該団体の経営状況を証明する書類（提出書類4）

⑥その他町長が必要と認める書類

#### (4) 提出場所

〒969-0404 福島県岩瀬郡鏡石町旭町159番地

鏡石町教育委員会 教育課

電 話 0248-62-2031・FAX 0248-62-2190

e-mail kyoiku@town.kagamiishi.lg.jp

#### (5) その他

必要に応じ、ヒアリングや申請者によるプレゼンテーションを行うことがあります。

### 3 利用料金に関する事項

#### (1) 利用料金制の導入

自治法244条の2第8項に定める利用料金制度を採用します。

施設の管理から生ずる使用料等（施設の使用料や自主事業の入場料等）は、指定管理者が施設を管理していくための管理経費に充てることとし、指定管理者の収入とします。

#### (2) 利用料金の額

利用料金の額は、鏡石町体育施設条例別表に定める範囲内（消費税含む）において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとします。

### 4 指定期間

指定管理者の指定期間は平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間とします。

### 5 申請の資格

#### (1) 応募資格

応募者は、福島県内に事務所等がある法人その他の団体（以下「団体」という。）とし、個人で応募することはできません。また、次の各号のいずれにも該当しないものとします。なお、共同企業体で応募する場合には、構成団体の全てが該当していないものとします。

- ①当該団体の代表者又は役員のうち次のいずれかに該当するものがある団体
  - ア 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する能力を有しない者
  - イ 破産者で復権を有しない者
- ②当該団体が町又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しないもの。
- ③当該団体が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている団体。
- ④自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある団体
- ⑤指定管理者の指定の手續において、公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ⑥破産、会社更生、民事再生、会社整理又は特別清算その他倒産等に関する法律の手續について申し立てがなされ、この手續が終了していない団体。
- ⑦自治法第92条の2、同法第142条、又は同法180条の5第6項の規定に抵触することとなる者がある法人
- ⑧国税及び地方税を滞納している団体。

### 6 指定管理者が行う管理の基準

#### (1) 関係法令等の遵守

条例等関係法令を遵守し、施設の設置目的に沿った維持管理運営を行って下さい。

#### (2) 休館日・開館時間

鏡石町民プール管理に関する規則の定めるところによりますが、指定管理者において、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得てこれを変更することができます。

(3) 使用の許可

鏡石町体育施設条例第3条の規定に基づいて行うものとします。

(4) 使用の制限

体育施設条例第3条第2項に該当する場合は、使用の許可をすることはできません。

(5) 使用許可の取り消し等

体育施設条例第8条に該当する場合には、使用の許可を取り消し、またはその使用を制限し、若しくは停止することができます。

(6) 使用料の免除

指定管理者は、体育施設条例第6条の規定に基づき利用料金を減額又は免除することができることとします。

(7) 書類等の管理・保存及び情報公開

指定管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した書類等については、教育委員会の指示に基づき、別途取扱規程等を定めるなど適正に管理・保存及び情報公開の対象となります。(指定管理者が現在の管理者から引き継いだ書類等も同様の取扱いをすることとします。)

また、指定期間終了時に教育委員会の指示に従い、当該書類等を教育委員会に引き渡して頂くこととなります。

7 管理業務の範囲及び具体的内容（詳細は管理運営業務仕様書）

(1) 施設の運営及び事業に関する業務

- ①施設の使用承認（利用料金の徴収等）
- ②施設の維持管理（機械の日常点検、水質検査等）
- ③施設の利用管理（監視業務等）
- ④指定管理者の指定前に町等が実施していた水泳教室等の実施に関すること

(2) 施設の管理に関する業務

- ①保守管理業務
- ②環境維持管理業務

(3) その他の業務

- ①事業計画書及び収支予算書の作成
- ②事業報告書の作成
- ③町等関係機関との連絡調整
- ④自己評価の実施
- ⑤指定期間満了に当たっての引継業務
- ⑥その他日常業務の調整

(4) 業務の再委託の禁止

指定管理者は、業務の全部又は主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

## 8 選定の基準

指定管理者の選定に当たっては、条例の規定により、次の4項目の全てに該当するもののうちから候補者を選定します。

- ①利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- ②事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- ③収支予算書の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ④事業計画に沿った施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

## 9 選定の結果に関する事項

選定を行ったときは、速やかにその結果を全ての申請者に郵送等により通知します。

## 10 協定に関する事項

### (1) 基本的事項

町は、選定委員会の選定結果を基に、議会の議決を経て指定管理者に指定し、協定を締結します。

### (2) 協定の内容

- ①指定期間に関する事
- ②事業計画に関する事
- ③利用料金に関する事
- ④事業報告に関する事
- ⑤町長等が支払うべき管理費用に関する事項
- ⑥指定の取り消し及び管理費用に関する事項
- ⑦管理業務を行うにあたって保有する個人情報の保護に関する事項
- ⑧その他町長等が別に定める事項

## 11 保険の加入

指定管理者は、町が加入していた「全国町村会総合賠償補償保険」の内容を下回らない保険に加入しなければならないこととします。

## 12 その他

### (1) 接触の禁止

応募者は、選定委員及び本町職員など、本件の関係者に対して、本提案についての接触することを禁ずることとします。なお、接触の事実が認められた場合には、失格になることもあります。

なお、質問等については、別紙質問書に記入し、持参、郵送又は電子メールにより教育課へ提出してください。

### (2) 複数応募の禁止

単独で応募した法人等は、グループ応募の構成員となることはできません。また、同時に複数のグループの構成員になることもできません。

(3) 複数提案の禁止

提案は、1団体1案とし、複数の提案はできません。

(4) 提出書類の変更

提出書類の内容は、変更できない。

(5) 虚偽の記載の場合の取扱い

応募書類に虚偽の記載があった場合には失格とします。

(6) 提出書類の取扱い

提出書類は、理由のいかんにかかわらず返却しない。

(7) 申請の辞退

申請後に辞退する場合は、辞退届（様式は自由）を提出すること。

(8) 費用負担

申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とする。